

告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和七年十二月十二日

埼玉県監査委員	小笠原 薫 子
埼玉県監査委員	梶 田 美佐子
埼玉県監査委員	鈴木 正 人
埼玉県監査委員	齊 藤 邦 明

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育委員会	義 務 教 育 指導課	令和7年10月7日 (第658号)	「令和6年度埼玉県立伊奈学園中学校における地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業委託」について、次の点で不適切であった。 1 契約書では、個人情報保護に関する誓約書の提出を定めていたが、地域クラブ活動に従事した5名中4名について、提出させていなかった。 2 委託契約の仕様書では、統括責任者1名、指導者2名以上とし、統括責任者及び指導者には、指導経験等の要件を満たすものを配置することと定めていたが、統括責任者等の名簿、指導経験等の報告を求めていなかった。 3 委託契約の仕様書では、各月の指導者の勤務状況及び活動実績(生徒参加状況、活動日時、試合等参加日、事故・苦情・その他のトラブル等に関する報告等)を翌月10日までに実績報告書により報告することと定めていたが、報告させていなかった。 4 地域クラブ活動の実施が当初の見込みを下回り、委託金額の変更が生じたことから、令和7年2月28日付けで変更契約を締結した。変更後の経費の内訳は、実施日数が5日から4日となったことから、対応する事業費は、405,856円から240,618円に減額していた。一方で、人件費は264,000円から448,000円に増額していたが、増額した理由を確認していなかった。見積書の内容を十分に確認しないまま、見積書に記載された金額で変更契約を締結していた。 5 業務委託の支払手続において、「指導者謝金」の根拠となる指導人数や勤務時間などの実績資料を提出させていなかった。	再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 財務に関するチェックシート(契約編)に契約の相手方から徴取すべき書類の書類名、徴取時期、徴取根拠、徴取漏れの有無、見積書の記載が適切かを確認する項目を追加するとともに、支出負担行為決議書(変更契約の場合を含む)及び支出命令書の決裁文書にチェックシートを添付することを徹底し、複数名で確認する体制を整えた。 2 所属職員全員を対象に契約事務に関する研修を実施し、契約書及び仕様書に定められた書類の徴取、契約の相手方の履行状況の確認など、適切な事務処理について周知・徹底を図った。 また、所属職員の契約事務に関する理解、意識の定着を図るため、研修を定期的実施することとした。

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
危機管理防災部	危機管理課	令和7年10月7日 (第658号)	令和6年度に執行した「AED（自動体外式除細動器）」の購入について、契約金額が10万円以上であったため備品購入費で執行すべきところ、必要な予算措置を行わず需用費で執行していたことは不適切であった。	再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 支出科目に関する正確な知識を習得するため、関係する財務研修資料を配布し周知することにより、適正な財務の執行を徹底した。 2 支出の節区分が適切か、支出に関する起案文に「審査事務の手引 節別事項」の写しを添付することより、複数名で確認する体制を整えた。
危機管理防災部	災害対策課	令和7年10月7日 (第658号)	令和6年度に締結した「埼玉県新座防災基地植栽管理業務委託」について、契約書中に「各回の支払金額は別紙内訳書のとおり」と記載していたが、別紙内訳書を添付していなかった。 契約書に具体的な支払方法を明記しないまま分割して支払手続を行っていたことは不適切であった。	再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 正確な事務処理を確認するため、出納総務課から改善の指示を受けた上で、令和7年度以降に締結する契約書に具体的な支払方法を明記した。 2 財務に関するチェックシート（契約編）を活用するとともに、植栽管理業務委託に関して、契約書の添付書類の漏れを防ぐためのチェックリストを新たに作成し、令和7年度以降の契約書作成時に確認を徹底することとした。
環境部	大気環境課	令和7年10月7日 (第658号)	「令和6年度埼玉県電気自動車等導入費補助金に関する審査業務委託」について、次の点で不適切であった。 1 委託契約の特記仕様書では、実施体制、責任者、実施方法、作業場所、スケジュール等を記載した実施計画書を県に提出し、県の承認を得なければならぬと定めていたが、実施計画書を提出させていなかった。 2 委託契約の特記仕様書では、受注者は、テストスケジュール、テスト内容、テストデータ内容等を記載したテスト計画を作成し、県の承認を得なければならぬと定めていたが、テスト計画の作成・	再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 複数名で仕様書・特記仕様書に基づく提出書類の確認を行うとともに、委託業者にも確認を求めることにより、契約内容の履行漏れを防止する体制を整えた。 2 委託契約に基づき提出が必要な書類等について、新たにチェックリストを作成し、複数名で定期的に履行状況を確認する体制を整えた。

			承認のないままテストが行われていた。また、テスト実施後は、テスト内容、テスト結果、改善スケジュール等を記載したテスト報告書を提出し、県の承認を得なければならないと定めていたが、テスト報告書の提出・承認のないまま審査業務が行われていた。 3 委託契約の仕様書では、業務責任者の経歴及び従事者の名簿を提出すると定めていたが、名簿を提出させていなかった。	
環境部	水環境課	令和7年10月7日 (第658号)	令和6年度に締結した「埼玉県浄化槽維持管理情報自動集約システム運用保守業務委託」について、契約期間の始期が令和6年4月1日であったにもかかわらず、5月17日に支出負担行為の決裁を受け、契約締結に向けた手続が遅延していたことは不適切であった。	再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 支出負担行為の手続誤りを防止するため、財務に関するチェックシート（契約編）に「契約期間の始期」に関する項目を追加し、複数名で確認する体制を整えた。 2 所属職員全員が改めて財務研修（応用研修契約編）を受講し、財務事務への理解を深めることにより適正な事務処理の執行を徹底した。
環境部	みどり自然課	令和7年10月7日 (第658号)	令和6年度に締結した「自然ふれあい施設改修工事（緑森浚渫工ほか）」及び「北本自然観察公園長寿命化対策工事」について、増額の変更契約手続を行うことなく追加工事を行い、工事完成の直前に変更契約を締結したことは不適切であった。	再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 変更契約に至るまでの事務手続漏れを防止するため、請負事業者からの工事記録の徴取を徹底し、課内回覧時に契約金額の増減見込みの有無を記載することにより、複数名で変更契約手続の要否を確認する体制を整えた。 2 変更契約手続の漏れを防止するため、契約進行管理チェックシートに設計変更の有無を記録する項目を新たに設け、定期的に所属長まで共有することにより、複数名で変更契約の進捗状況を確認する体制を整えた。 3 工事を担当する職員全員を対象に変更契約に関する研修を令和8年1月に実施する。 また、年度当初に所属職員全員を対象とした研修を実施し、工事の変更契約時期等の手続について理解を深めることにより、適正な事務処理

				の執行を徹底する。
福祉部	社会福祉課	令和7年10月7日 (第658号)	「令和6年度埼玉県戦没者追悼式菊花壇設営業務委託」について、予定価格が埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超えることから、競争入札により契約を締結すべきところ、随意契約としたことは不適切であった。	再発防止のため、課内職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 契約に関する正確な手続方法を習得するため課内研修を実施し、課内職員全員が出納総務課作成の研修資料「財務研修（応用研修契約編）」を確認するとともに、演習問題に取り組んだ。 2 契約手続に関する確認漏れを防止するため、「随意契約の発注チェックシート」をはじめとした財務に関するチェックシートを活用し、複数名でチェックするよう改めて周知徹底を図った。
県土整備部	県土整備政策課	令和7年10月7日 (第658号)	建設工事紛争審査会（令和6年（調）第4号事件）の申請手数料について、調定伺の決裁前に納入通知書を発行していたことは不適切であった。	再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 キャッシュレス決済又は事前調定による申請手数料の収入調定を徹底するため、次のとおり体制を整えた。 ・収入調定事務の手続に先行する申請書の受付事務について、複数の担当者で対応する。 ・事前調定の場合には、「チェックシート（歳入：事前調定編）」を起案文書に添付し複数名で確認することにより、事前チェックを徹底する。 2 申請手数料を取り扱う担当者全員が、財務研修（応用研修歳入編）を再受講し、所属長に受講した旨の報告を行った。
教育委員会	文化財・博物館課	令和7年10月7日 (第658号)	令和6年度に締結した「県立川の博物館遊具改修及び撤去工事」について、工期延長に関する契約変更の執行伺をしていなかったことは不適切であった。	再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 執行伺の作成漏れを防ぐため、財務に関するチェックシート（契約編）に「変更契約に係る執行伺をしたか」の項目を追加し、複数名で確認する体制を整えた。 2 チェックリスト（自己検査）に、「変更契約に係る執行伺をしたか」の項目を追加し、複数名で確認する体制を整えた。

				3 内部統制リスク評価シートに、「変更契約に係る執行伺の未実施」の項目を追加することによりリスクを明確にし、財務事務上の確認を徹底した。
--	--	--	--	--